

参加資格に関する質問に対する回答書

件名：根岸森林公園トイレ新築工事に伴う設計業務委託設計コンペ

上記の件に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

No.	質 問	回 答
1	<p>1 級建築士及び管理建築士の資格保有者で現在、1 級建築士事務所の登録中です。参加意向申出時に登録が間に合わないのですが、設計案提出時に間には合う予定です。「9 参加意向申出の手続き」「(4) その他」の特定された場合に共同体制については不要で、単独で契約できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>上記が可能な場合は参加意向申出時には 1 級建築士事務所の情報は記載せず、設計案提出時に 1 級建築士事務所の情報を記載するということがよろしいでしょうか。</p>	<p>8 月末までに建築士事務所登録が完了していれば、単独で申込み及び契約が可能です。</p> <p>設計案受付期間に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。</p>
2	<p>設計事務所として提出した案が最優秀案として選ばれたとしても、その設計事務所の実績などの内容によって、選定委員会の判断で契約の受託候補者とはならない可能性がありますか？（つまり、他の設計事務所と組まなければならないことになる場合がありますか）</p>	<p>設計事務所の実績により、最優秀設計案の提案者を受託候補者としません。</p>
3	<p>契約の受託候補者となる設計事務所は、市外県外でもよろしいでしょうか？</p>	<p>設計事務所の所在地は問いません。</p>
4	<p>要項 5. (3) の、業務委託契約の概算予定価格の上限額は、次年度予定の工事監理業務を含まないもの、と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>工事監理費は含みません。</p>
5	<p>「登録された設計事務所には所属していない応募者」の共同体制相手となる設計事務所</p>	<p>共同体制を構成する設計事務所の代表者について、年齢制限はありません。</p>

	について、当該事務所の代表は40歳以下である必要はありますか。	
6	「登録された設計事務所に所属していない応募者」が、当コンペ進行中（受託契約を締結するまで）に、設計事務所の開設者となった場合、参加意向申出登録事の所属事務所名義を変更し、新たに開設した設計事務所名義で、受託契約を結ぶことは可能ですか。	8月末までに建築士事務所登録が完了していれば、単独で申込み及び契約が可能です。 設計案受付期間に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。
7	募集要項 参加資格欄の「ア 建築士又は建築士を志す(学生を含む)者」について 建築・都市系の学科の卒業生やそれに属する学生のみという意味合いでしょうか。一級建築士事務所登録されている事務所スタッフであれば参加資格はありますか。 または、上記の内容であることを選定委員会が確認することはありますか。	「建築士を志す者」であれば、在籍または卒業した学科は問いません。
8	共同応募を検討しています。(1)参加資格の(ア)建築士又は建築士を志す(学生を含む)者について、学生以外は建築士免許を持っていないと参加ができないと思いました。建築士免許を持っていない実務者との共同応募はできるものなのでしょうか？	学生以外であっても、「建築士を志す者」であれば建築士免許の有無は問いません。
9	私は現在、7月頭に建築士事務所の開業(事務所登録)を行うつもりでおります。5月の参加意向申出時は、設計事務所の所属がありませんが、7月の設計案提出時には事務所登録されている設計事務所の開設者、管理建築士になっている予定です。手続き上で問題はございませんか？	8月末までに建築士事務所登録が完了していれば、単独で申込み及び契約が可能です。 設計案受付期間に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。
10	在日外国人の場合、参加することが可能ですでしょうか	可能です。
11	日本国内で建築設計事務所に数年間の実務経験があり、現在フリーランスとして個人あるいはグループで参加するのは可能ですでしょうか	実務経験を問わず、個人あるいは4人以下の共同応募が可能です。
12	大学院在籍学生と独立建築家が個人グループとして参加することができますか？	所属が異なる場合でも、4人以下の共同応募が可能です。
13	参加資格を満たす構成員による共同応募	可能です。

	において、所属している組織が異なる構成員で参加することは可能でしょうか。	
14	共同体制を構成する設計事務所も40歳以下である必要はあるか。	共同体制を構成する設計事務所の代表者について、年齢制限はありません。
15	共同体制を構成する設計事務所が、参加意向申出時点で確定していなくても、参加申出をしても良いか。	参加意向申出時に確定していなくても構いません。 ただし、共同体制を構成する設計事務所を指定する場合は、設計案受付期間に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。
16	建築系大学を卒業したのち設計事務所に所属していない場合は参加資格があるのか。	「建築士を志す者」であれば、所属は問いません。
17	インテリアプランナーの資格交付申請中です。建築士を志しています。現在は学生ではありませんが今年10月に入学を志望しています。所属はありませんが個人事業主の建築士の元、指導を受けています。参加資格はいかがでしょうか？	「建築士を志す者」であれば、所属は問いません。
18	参加意向申出時に記載の共同体制を構成する設計事務所については、あとから/契約時に変更する事は可能でしょうか。	共同体制を構成する設計事務所が参加意向申出時に未定の場合は、空欄で構いませんが、指定する場合は、設計案受付期間に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。
19	提案時に共同体制を構成する設計事務所を記載せず、契約時に指定することは可能でしょうか。	共同体制を構成する設計事務所が参加意向申出時に未定の場合は、空欄で構いませんが、指定する場合は、設計案受付期間に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。
20	提案時に共同体制を構成する設計事務所を記載しない場合、評価に影響がありますか。	評価に影響はありません。
21	建築事務所での勤務経験のある数名でグループを作成し応募しようと考えております。現状としては建築士事務所としての登録はしておらず、会社や学校等にも所属していないフリーランス数名によるグループとしての参加になりますが、参加資格はありますでしょうか。なお、要綱内7 参加資格等	「建築士を志す者」であれば、所属は問いません。

	(1)参加資格イ〜ク 及び (2)その他 の条件は全て満たしているものとして質疑を挙げています。	
22	要綱内 9 参加意向申出の手続き (4)その他 より、設計事務所に所属していない応募者は応募時に設計及び監理を行う設計事務所を記載できるとありますが、共同体制を構成する設計事務所についての条件等がありますでしょうか。例として、今回設計する建物と同用途の設計経験がある、公共用途の建物の設計経験がある等の詳細な条件等がある場合はご教示願います。	<p>実施要項「7参加資格等」の表現が分かりにくいため、応募者に求める参加資格と、設計事務所（応募者が所属する設計事務所、または共同体制を構成する設計事務所）に求める参加資格に分けて表現するよう修正しました。</p> <p>本設計コンペ実施要項（0513修正版）7参加資格等（2）設計事務所に求める参加資格をご確認ください。</p> <p>なお、設計経験は問いません。</p>
23	設計パートナーが日本にいる場合、外国籍で海外在住でも参加は可能でしょうか	参加可能です。
24	2名による共同応募を検討しています。それぞれ別の設計事務所に勤務しており、建築士の資格はありません。応募の際には、特定された場合に設計・監理をどちらの事務所が行うか、決定していないと応募できないのでしょうか？	設計案受付期間までに決定してください。
25	契約手続きは事務所登録されている設計事務所と契約とありますが、応募者が事務所登録していない場合、共同の設計事務所の管理建築士は40歳以下である必要があるでしょうか。提案者は40歳以下、共同する事務所の管理建築士は40歳以上で問題ないでしょうか。	共同体制を構成する設計事務所の管理建築士について、年齢制限はありません。
26	全体を統括する意匠設計事務所の代表設計者が年齢規定を満たしていれば、構造設計、設備設計などを依頼する設計者が年齢規定を満たしていなくても大丈夫か？	年齢制限は応募者に求める参加資格であり、設計事務所の代表者等について、年齢制限はありません。
27	コンペ提案時に構造設計者、設備設計者も決まっている必要があるか	必要ありません。
28	コンペ実施要項（P4、7参加資格等、（1）参加資格、ウ：参加意向申出の期限から受託候補者等の特定の日までに、横浜市の入札参加資格を有している必要がありますでしょ	必要ありません。

	うか。	
29	共同応募の場合、共同体協定書における様式の指定はありますでしょうか。無い場合は、任意の様式でも宜しいでしょうか。	4人以下の共同応募に際し、協定書は必要ありません。 共同体を構成する設計事務所が共同企業体となる場合は、契約締結時に共同体協定書を提出していただきます。
30	共同体を構成する設計事務所(協力事務所)に関しても 参加資格イ(40歳以下であること)およびその他の参加資格を満たさなければなりませんでしょうか。	共同体を構成する設計事務所について、年齢制限はありません。 実施要項「7参加資格等」の表現が分かりにくいため、応募者に求める参加資格と、設計事務所(応募者が所属する設計事務所、または共同体を構成する設計事務所)に求める参加資格に分けて表現するよう修正しました。 本設計コンペ実施要項(0513修正版)7参加資格等(2)設計事務所に求める参加資格をご確認ください。
31	7参加資格(1)参加資格について 協力事務所の協力を得ることは可能でしょうか。協力事務所の協力を得ることが可能である場合、協力事務所の参加資格の要件はございますでしょうか。	実施要項「7参加資格等」の表現が分かりにくいため、応募者に求める参加資格と、設計事務所(応募者が所属する設計事務所、または共同体を構成する設計事務所)に求める参加資格に分けて表現するよう修正しました。 本設計コンペ実施要項(0513修正版)7参加資格等(2)設計事務所に求める参加資格をご確認ください。
32	9参加意向申出の手続きについて 横浜電子申請・届出システムで参加意向申出の手続きを行う際、必要な提出資料(一級建築士免許証の写し等)はございますでしょうか。	必要ありません。
33	実施要領4ページより、参加資格は、アからのすべてを満たすものと記載がありますが、「評価委員が所属する建築士事務所」に所属する建築士に参加資格はあると考えて宜しいでしょうか。	参加資格はあります。 ただし、本設計コンペ設計案の作成、評価及び特定に関し、評価委員と接触があった場合は、その設計案は無効になります。
34	応募者4名とあるが、4つの事務所の協同で各事務所から複数名担当を出しあい、合計人数が4名を超える応募者となってもよいのか。	所属が異なる場合でも、4人以下の共同応募が可能です。

35	<p>応募者 4 名とあるが、構造設計・設備設計・照明設計・造園設計など、意匠設計以外の設計者も含めた 4 名が上限となるか。</p>	<p>応募者の上限は 4 人で、その中に意匠設計以外の設計者を含めることは可能です。</p>
36	<p>当該委託契約は設計共同体とすることは可能か。また設計共同体は事務所登録する必要があるか。</p>	<p>可能です。参加意向申出時若しくは設計案提出時に、電子申請・届出システムにて設計事務所情報を記載してください。</p> <p>なお、設計共同体は建築士事務所登録の必要はありませんが、設計共同体を構成するそれぞれの設計事務所は、建築士事務所登録している必要があります。</p>
37	<p>実施要項の「9 参加意向申出の手続き. (4) その他.」において、「当該委託の契約手続きは、建築士事務所登録されている設計事務所と契約することになります。」と記載がありますが、建築士事務所登録の無い応募者の場合、応募者が記載した或いは市の選定した設計事務所と設計及び工事監理業務委託契約を締結することになるということですが、その場合の設計及び監理業務における応募者の役割は、デザイン監修業務となるのでしょうか。又は設計案の採用のみで、業務として関わることは無いのでしょうか。</p>	<p>契約締結後、応募者は、記載した（或いは市の選定した）設計事務所と協力して、実施設計及び工事監理を実施していただきます。業務分担等の詳細については、当該設計事務所と調整してください。</p>
38	<p>業務受託後における打合せ協議において、Zoom 等におけるオンライン打合せなどの対応は可能でしょうか。又は検討されておりますでしょうか。</p>	<p>検討しています。</p>

担 当 横浜市建築局公共建築部営繕企画課
高松、能上
電 話 045-671-2916
電子メール kc-competition@city.yokohama.jp